

第三共和政期のパリ市議會議員（一八七一一一九一四年）

長 井 伸 仁

【要約】 本論文では、第三共和政期のパリ市議會議院四五二名を、出自、結婚、職業、経歴の四観点から分析することで、従来見過ごされがちであったパリの政治史を一定程度明らかにするとともに、「名望家から新社会階層へ」という当時の支配階層の変化が首都の枠組みのなかでどの程度確認できるのかを検証した。市議會議員は、その大半が大・中ブルジョワジーに属しており、その意味では民主化の遅れを指摘できる。パリ市議を特徴づけるのは、その経歴である。それには、大きく二つのタイプがあった。一つは「地元名士型」議員であり、パリで生まれ、主として商工業に携わり、地元行政などにおける活動の延長として市議会に選出された者である。もう一つは、「政治家型」の議員で、地方出身で、弁護士などの専門職に就き、市議会をステップにして国政に転出しようとする者であった。

史林 八二巻四号 一九九九年七月

はじめに

一九世紀のパリの政治史は、これまで研究されることが少なかった。だが、この事実は、当時のフランスの政治におけるパリの重要性を考えれば、極めて逆説的に思える。

実際、パリの政治動向がフランス全体に及ぼす影響力は極めて大きいものであった。大革命以来の体制交代を引き起こした諸事件はその多くがパリを舞台としていることはいままでもない。また、選挙などに表われるパリの政治動向は、全国紙のみならず地方紙にも大きく取り上げられている。これらのことはまた、さまざまな政治勢力がパリにおいて互いに

対立し、あるいは既存の体制に立ち向かうということをも意味する。このように、パリの政治史研究は、単なる一都市のモノグラフィーに留まらないのであり、そこにその意義を見出すことができるであろう。

それにもかかわらず、パリの政治史にかんする研究が少なかったことは事実である。もつとも、このことは、政治史のみならずより一般的に一九世紀のパリ史全体についていえる。

パリについての研究が少ないことには、まず純粋に学術的な理由が考えられる。すなわち、フランスでは、近代史研究において都市を枠組みとする傾向が伝統的に弱く、そのため都市史研究の進展がイギリスなどに比べて遅れていた。本格的な都市史研究の開始は、一九七〇年代半ばになってからのことである。また、とりわけパリにかんしては史料的な問題も大きい。一八七一年五月、パリ・コミューンの「血の週間」の際に起こった火災によって、旧パリ市庁舎は焼失し、それとともに多くの行政文書が失われた。このことは、後の歴史研究を相当に困難なものにしているのである。

しかし、このような研究史上の理由に劣らず重要な要素が、都市としてのパリの性格である。中央集権的な国フランスにおいて、パリはしばしば「国家」や「中央」と同義とみなされている。歴史研究においてもそのことが反映され、パリの歴史はフランスの歴史と明確に区別されず、それ自体研究の対象とされることが少なかったといえる。

しかしながら、パリは首都であると同時に一つの都市でもある。先に述べたように政治的に重要な拠点として以外にも、さまざまな産業（伝統的な中小規模製造業に加えて、世紀半ば頃からは大規模な冶金工場などが登場する）や社会集団（パリを象徴的な地として住む貴族、産業・商業を支配するブルジョワジーとそれらを支える労働者）が共存する場所として、また地方からの移入民による爆発的な人口増加（一九世紀の百年間で五倍を超える増加率）と、そこから生じる多くの社会問題を経験することになった大都市として、一九世紀のパリを歴史研究の対象とすることの意義は明らかであろう。

前世紀のパリにかんする歴史研究の先駆的なものとしては、一九五〇年代に発表されたシユヴァリエの一連の著作

を挙げることができる。^② ここでは、当時のパリの人口現象が、経済構造やさらには犯罪などの社会現象と関連づけて研究されている。また、A・ドマールは、一九六〇・七〇年代に盛んであったブルジョワジー研究の一環として、立憲王政期（一八一五—一八四八年）におけるパリのブルジョワジーを扱っている。^③

一九七〇年代半ば以降、フランスでは長く社会学者たちに委ねられていた都市研究が歴史家によっても行われるようになってからは、都市の個別研究は増え、それとともにパリを対象とする研究も徐々に整い始めるようになる。その代表的なものが、G・ジャックメとJ・ガイヤールの学位論文である。ジャックメの研究は、パリ随一の労働者地区であるベルヴィルを、一九世紀全体を通じて、人口、経済構造、都市化、社会問題、政治（とりわけ社会運動）などの諸点から考察し、さらにそれらの相関関係をも明らかにするという、極めて包括的かつ精緻なものであった。^④ また、オスマン化を経験した第二帝政期のパリを扱ったガイヤールは、二〇年弱という短いタイムスパンではあるが、ジャックメ同様パリという都市の諸側面を詳細に描き出している。^⑤

しかしながら、政治史については、第三共和政期の下院議員選挙にかんするシ・ジールの学位論文^⑥と、一九世紀末の社会主義者についてのM・オフレルの学位論文^⑦を除けば、研究は今なお皆無に近いのが現状である。また、行政についても、制度的側面は比較的よく知られているが、^⑧ 政策の実態については研究が少なく、それらに携わった人物や集団についても同様である。

本稿は、このような研究動向をうけて、第三共和政前半期（ここでは一八七一一一九一四年と理解する）のパリ市議會議員四五二名を、プロソポグラフィ（集団的伝記）の手法を用いて、出自、婚姻、職業、経歴の四視点から分析するものがある。そして、そこからパリの政治史を一定程度明らかにすることを目的とする。

プロソポグラフィは、もともと古典古代研究に用いられていた手法であるが、フランスでは一九六〇年代頃より近代史研究、とりわけ政治家の研究に適用されるようになる。ここでは、議員集団の社会的特徴を捉え、それをその政治的特

徴と絡めながら分析するという、いわば政治史と社会史を結合する形で分析がなされるのである。具体的には、第二帝政末期の県議会議員^⑧、ギゾーの時代の県議会議員^⑨、七月王政期の国會議員などの研究に始まり、第三共和政期の大臣^⑩、ナポレオン期以来の市長などが研究の対象とされている^⑪。

議員のプロソポグラフィ的研究は、単に個々の議員の諸特徴を調べその結果を集積したものに留まらない。一般的にいつて、集団としての議員は、権力を構成する匿名の存在や、単なる政治的意見の代弁者としてではなく、当該社会を代表し、そこでの政治的・社会的勢力のあり方を体现する存在として捉えられうる。M・アギュロンが述べたように、議員は当該社会を「単に政治的にのみならず社会的にも人類学的にも表わしている」のである^⑫。

本稿は、このような動向をうけ、第三共和政前半期におけるパリのローカルエリートを研究し、それを首都としての、また都市としてのパリという枠組みのなかで解釈することを目標の一つとするものである。それによって、パリの政治史を一定程度明らかにし、そこからパリ社会の把握につなげうるのである。

他方、時代的枠組みとした第三共和政前半期は、一九世紀フランスにおける支配層交代期の一つであるともなざれている。かつて、急進主義のリーダーの一人レオン・ガンベッタが、第三共和政が成立して間もない一八七二年に、「新たな社会階層 *nouvelles couches sociales*」である中間層（職人、商店主、小規模実業家、事務職員、中・下級公務員など）が権力の座に着く時代が到来するだろうと述べていた。制度としての共和政は一八七〇年代を通じて確立し、一八八〇年代に共和主義的諸改革が実現された後、世紀転換期には急進派が政権を掌握することになる。ガンベッタが予見し、そして共和主義者や急進派が盛んに主張した支配層の交代は実現したのか、また、実現したとすればそれは当時の政治的変動とどのように連関しているのか、などを歴史家は明らかにせねばならない^⑬。本論文では、かかる問題意識に基づき、第三共和政前半期のパリ市議會議員をとりあげ、彼らをさまざまな角度から分析することにより、政治的変動が社会階層の交代とど

の程度関連しているのかを調べることを目標とする。

プロソポグラフィ研究の遂行上、最大の問題点の一つは、必要な情報を、対象とする集団の構成要素全てについて提供しうるような史料をいかにして見出すか、ということである。本研究では、出自、結婚、経歴など、詳細に知ることが概して困難な情報が必要とされる。しかしながら、パリ市議會議員にかなする行政文書は存在しない。そのため、現存する史料を網羅的に閲覧し、そこから必要とするデータを拾い集めるという方法を取らざるを得なかった。

そのため、まず、戸籍や登記文書など理論上全ての議員について存在する史料や、国や県の年報など全ての議員について等しく情報を提供しうる史料を精査した。続いて、それらを、人名事典、新聞や雑誌の計報欄、公務員の個人文書^⑩、レジオン・ドヌール勲章授与の際の審査文書^⑪、警察報告^⑫などで補った。収集された情報の詳細さは、議員によって多少異なる。また、結婚のように情報が欠けている場合が多い項目もある。しかしながら、プロソポグラフィ的アプローチは、集団としてのパリ市議會議員にかなして、十分に意義のある結論を導き出すことができるであろう。

① フランスにおける都市史研究の動向にかなしては、*やはりあたりで*（文献を参照の）*BIGET (Jean-Louis) et HERVE (Jean-Claude) (ed.), Panoramas urbains. Situation de l'histoire des villes*, ENS éditions, 1995, 348 p., pp.209-232; *RODDER (Richard) (ed.), European Urban History. Prospect and Retrospect*, Leicester / London, Leicester University Press, 1993, 198 p., pp.76-108. 以下「文献S」出版地は、とくに表記がない限りパリである。

② *CHEVALLIER (Louis), La formation de la population parisienne au XIXe siècle*, PUF, 1950, 312 p.; *id., Classes laborieuses et classes dangereuses à Paris pendant la première moitié du XIXe siècle*, Pion, 1968 (réédition Hachette, 1984, 729 p. 邦訳『労働階級と危険な階級：一九世紀前半のパリ』みすず書房、一九九三年)。

③ *DAUMARD (Adeline), La bourgeoisie parisienne de 1815 à 1848*, S.E.V.P.E.N., 1963, 661 p.

④ *JACQUÈMET (Gérard), Belleville au XIXe siècle. Du faubourg à la ville*, J.Touzot / Ed. EHESS, 1984, 454 p.

⑤ *GAILLARD (Jeanne), Paris, la ville (1852-1870)*, Honoré Champion, 1976, 687 p. *など*、*ロシニヤックとガイヤールの研究*は、パリ史にかなして数多くの知見をもたらしたのみならず、フランスにおける都市史研究、*および*には社会史研究に大きく貢献している。この点については、例として近年のフランス社会史の研究動向を総括した *CHARLE (Christophe) (dir.), Histoire sociale, histoire globale? Editions de La Maison des sciences de l'Homme*, 1993, 222 p., pp. 45-57 を参照。

- ⑨ GIARD (Louis). *Les élections de Paris sous la Troisième République, thèse de 3e cycle de sociologie*. Université de Dakar, 1968, 3 vols.
- ⑩ OFFERLE (Michel). *Les socialistes et Paris, 1881-1900. Des communaux aux conseillers municipaux*, thèse de doctorat d'Etat, Université de Paris I (sous la direction de Marcel David), 1979, 760 p.
- ⑪ *Administration de Paris (1789-1979)*, actes du colloque tenu au Conseil d'Etat, 6 mai 1978, Genève / Paris, Droz / Champion, 1979, 147 p. 43.30°
- ⑫ GIRARD (Louis), PROST (Antoine) et GOSSEZ (Rém), *Les conseillers généraux en 1870*, PUF, 1967, 211 p.
- ⑬ TUDESQ (André-Jean), *Les conseillers généraux en France au temps de Guizot: 1840-1848*, Armand Colin, 1967, 292 p.
- ⑭ GIRARD (Louis), SERMAN (William), CADET (Edouard) et GOSSEZ (Rém), *La Chambre des députés en 1837-1839*, Publications de la Sorbonne, 1976, 239 p.
- ⑮ ESTEBE (Jean), *Les ministres de la République, 1871-1914*, Presses de la FNSP, 1982, 255p.
- ⑯ AGULHON (Maurice) et al., *Les maires en France du Consulat à nos jours*. Publications de la Sorbonne, 1986, 462 p.
- ⑰ 野中理 邦語学研究所レポート DOGAN (Matei), 《Les filières de la carrière politique en France》, *Revue française de sociologie*, tome VIII, 1967, pp.468-492 を参考にせよ。現在、ソビエト大連一九世紀史研究所の主催により第三共和政期の国会議員及びソビエト共同研究が行われ、その一部が既に公表されている。MAYEUR (Jean-Marie) et CORBIN (Alain). *Les immortels du Sénat, 1875-1918. Les cent seize inamovibles de la Troisième République*, Publications de la Sorbonne, 1995, 512 p. 政治家以外の集団にふんずける研究レポート。LE CLERE (Bernard) et WRIGHT (Vincent), *Les préfets du Second Empire*, Armand Colin / FNSP, 1973, 411 p. ; PLESSIS (Alain), *Régents et gouverneurs de la Banque de France sous le Second Empire*, Genève, Droz, 1985, 444 p. ; CHARLE (Christophe), *Les élites de la République, 1880-1900*, Fayard, 1987, 556 p. 45.46.48° 46.47. 邦人研究者による著作レポート。安成英樹『フレンチス絶対王政とエリート官僚』日本エッセイタースクール出版部「一九九八年が挙げられる。」
- ⑱ AGULHON (Maurice) et al., *Les maires en France... op. cit.*, p. 8.
- ⑲ ソビエト大連の歴史学雑誌「ソビエト」CHARLE (Christophe), *Les élites de la République, op. cit.* 46.48° 47.47° id., *Histoire sociale de la France au XIXe siècle*, Seuil, 1991, 399 p. 46.48.49.49. 邦語レポート 5.48°
- ⑳ Archives de l'Enregistrement de Paris ; Archives de Paris, séries DQ7 et DQ8.
- ㉑ *Almanach royal, impérial, puis national* ; Préfecture de la Seine, *Recueil des actes administratifs du département de la Seine*.
- ㉒ Archives nationales, Archives de Paris, Service historique de l'Armée de terre, séries diverses.
- ㉓ Archives nationales, série LH.
- ㉔ Archives de la Préfecture de police, série BA.

第一章 第三共和政期のパリ市議会とその政治的変遷

議員の全体的分析に入る前に、その前提として、パリの市制度と市議会内の政治勢力の変遷をみておく必要がある。

（一）パリの市制度

パリ市議会の歴史は、ナポレオン・ボナパルトが一八〇〇年に首都パリに与えた特殊な市制度によって大きく規定されている。大枠では一九七七年まで存続したこの制度は、大きく二つの特徴をもつ。一つは、市に対する国家の監督の強さ、もう一つは、県と市の重層性である。この特殊な市制度は、単に首都としてのパリの特別な地位にのみ起因するものではない。パリの歴史そのものがそこに大きくかかわっているのである。パリは、フランス史のなかで起こった数多くの革命や蜂起の舞台であった。エチエンヌ・マルセルの乱、フロンドの乱、そして大革命以来の体制交代を引き起こした諸事件はいずれもパリで起こっている。そのため、国家はパリに対してある種の警戒心を抱くことになる。首都の市制度を規定する諸法はいずれもこの国家がパリに対してもつ警戒心を表わしているのである。

今日の自治体行政の基礎を築いた共和歴八年雨月二八日（一八〇〇年二月一七日）の法は、首都パリにかんしては国家に市行政の大幅な権限を与えるものであった。パリを含むセーヌ県は、セーヌ県知事と警視総監の二人の国家官僚により統治され、県知事は専ら県の行政業務を、警視総監は警察業務をそれぞれ担っていた。また、パリには市長がおらず、この二人の国家官僚が市長の権限を行使していた。

同法は、二四名の任命議員から成るセーヌ県議會を設置し、それにパリ市議会の機能を果たさせていた。独立した市議会が首都に置かれるには、七月王政期の一八三四年を待たねばならない。また、市議會議員の選出方法も、パリ市制度の特殊性を窺わせる。普通選挙の原則を確立した第二共和政以降、第二帝政末に至るまで、他の市町村議会のメンバーが普

通選挙で選出されていたのに対し、パリでは中央政府による任命制が維持されていたのである。^①このような国家監督の強さにより特徴づけられる首都パリの特殊な市制度は、一九七七年の改革により、歴史上初めてパリに恒常的な市長職が置かれ、現在大統領であるジャック・シラクがその地位に就いた時まで、およそ二世紀近くも続くことになるのである。

しかし、第三共和政の成立はパリの歴史のなかで大きな転換点となる。共和政の成立直後に公布された一八七一年四月一四日の法は、パリ市議会議員の男子普通選挙による選出を定め、また議会の権限を拡大した。これ以後市議会は単なる県知事の諮問機関であることをやめるのである。

確かに、第三共和政下でも、セーヌ県知事が市行政のなかで中心的な存在であることに変わりはなかった。市議会を召集するのは県知事であり、市議会自らの意志で開会することはできなかった。また、県知事と警視總監はいずれも市議会の会議に出席し、自由に発言する権利を有していた。さらに、法で定められた権限に堪しても、一八八四年の地方自治法はパリにはその一部が適用されたのみで、ナポレオン体制が大枠で存続していたといえる。しかし、市議会は市にかんする事柄を自らのイニシアチヴで議論することができた。そして、何より大きな変化は、男子普通選挙による議員の選出が定められたことである。

一八七一年四月一四日の法の定めるところにより、パリ市議会議員は、定数八〇名とされ、パリに八〇ある街区 *arrondissement* を選挙区として二回投票制により選出されることになった。^②パリ市議の任期は三年で、一八九六年にはこれが四年に延長される。また、第三共和政以前と同様、パリ市議は同時にセーヌ県議でもあるため、他の県議会議員職を兼ねることはできなかった。^③

公選の市議会は、任命制のそれに比べて市行政のなかでより自立性が高く、国家権力と対立することも起こりうる。また、議会内ではさまざまな政治勢力が併存し、市会のコントロールをめぐる争うことにもなる。実際に、第三共和政期のパリの市行政は、市と国家の頻繁な対立により特徴づけられているのである。^④

（二）パリ市議会の政治的変遷

本研究はパリ市議會議員という地方政治家の集団を対象にしている。そのため、議員の諸特徴の分析はその政治的傾向と関連づけながら行われる必要がある。しかし、一九世紀のフランスでは今日のような組織化された政党がほとんど存在しなかったため、各議員の政治的傾向を調べる作業は容易でない。本稿では、選挙時の「政治的分類 *etiquette politique*」と議会内会派への所属という二つの要素を、議員の政治的傾向を知る手掛かりとした。まず、異なる政治的意見をもつ新聞の報道する選挙結果を交差的に調べ、各議員の政治的傾向を決定した^⑥。そこに、やはり新聞などに報道される議会内会派の動きと、それらへの議員の所属を調べることで、多少の修正を加えた。表1は、そのようにして明らかになったパリ市議会の政治的変遷を示したものである。最後に、議員の政治的傾向を、モリス・アギュロンらが市長について行った研究のなかで用いられていた分類に基づき、表2に示したように、六つの大きな党派に分類することとした。基準となった政治的傾向は、分析の都合上、初当選時のものに統一している^⑧。

対象とする時代は大きく三つに分けることができる。第一の時代は一八七一年から一八八一年までであり、穏健共和派から急進派へと市議会の支配権が移行してゆく時代にあたる。一八七一年の第一回普通選挙では、コミューン直後という状況のため、保守派が多数を占めたが、以後共和主義者は着実に勢力を伸ばしてゆく。しかし、この時期の選挙ではそれほど政治的対立が明確ではなく、また議会内でも恒常的に組織された会派は存在しなかった。第二期は、一八八一年から一九〇〇年までで、急進派の優位が続く一方で、社会主義者勢力が台頭し、世紀末には急進派との連立を実現、議長の座を占めるまでになる。またこの時期には、選挙戦でも議会内でも、パリの特殊な市制度をよりリベラルな方向へ改革する必要性が議論され、とくに急進派がその要求を明確に掲げていた。市制度改革は時として市議会内の党派を分ける分水嶺とさえなっていた。ただ、この要求が実現されるのはるか後の第五共和政下であることは、先に述べた通りである。第

表1 バリ市議会の政治的変遷

政治的傾向 選挙の年	社会主義者	急進派／急進 社会主義者	穏健共和派／ 無所属共和派 ／進歩派	保守共和派	保守派／王党 派／帝政派	ブーランジ スト／ナシ ョナリスト
1871(a)		14	27	23	14	
1874		36	31	3	10	
1878		35	41	1	3	
1881		39	32	1	8	
1884	2	35	33		10	
1887	10	46	13		11	
1890	10	35	19		14	2
1893	14	33	17		13	3
1896	19	33	17		11	
1900	20	14	8		10	28
1904	26	18	4		11	21
1908(b)	21(10)	22	28		9	
1912(b)	23(15)	14	33		10	

註(a) 重複当選のため、この年の議員総数は78である。

(b) かつこ内は SFIO 議員の数。

表2 政治党派ごとの議員数

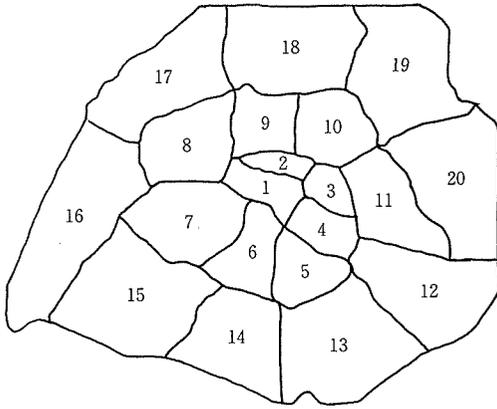
初当選の年	政治党派	計	極左	左派	中道左派	中道右派	右派	極右
1871-1881		174	1	65	66	23	14	5
1881-1900		186	36	50	55	23	12	10
1900-1914		92	15	10	18	13	7	29
計		452	52	125	139	59	33	44

表2の分類基準

年代	政治党派	極左	左派	中道左派	中道右派	右派	極右
1871-1887		社会主義者	急進派／自治 主義者	穏健共和 派	保守共和派	保守派	王党派、帝 政派
1887-1900		社会主義者	急進社会主義 者 (a)	急進派	穏健共和派／無 所属共和派／ ブーランジスト	保守派	王党派
1900-1905		ブランキ スト	ブルス派	急進派	共和派	保守派	ナシヨナリ スト
1905-1914		SFIO	独立社会主義 者	急進派	進歩派／反主流 急進派／ARD	保守派	ナシヨナリ スト

註 (a) 社会主義者に近い急進派で、自治・社会主義者グループに加入している議員。

地図 パリとその行政区分



地図上の数字は区の番号である。また、この地図には示されていないが、各区は四つの街区から構成されている。

三期は、一九〇〇年から一九一四年までであり、ドレフュス事件によるナシヨナリズム台頭のなか、保守が一九〇〇年に初めて市権力を掌握し、最終的には一九〇九年に今日まで続く保守市政が確立されることになる。

このような市政の変遷は、同時期のパリにおける国政選挙の結果とほぼ同様のものであるが、このことは当時の市議会選挙の政治性が極めて強かったことを示していると考えられる^⑨。

この政治的変遷を地理的にみれば、市内の東—西と、中央—周縁という二つの軸を境にして、投票傾向が明らかに異なっていることがわかる（地図参照）。概して、東部、周辺部ほど左翼の勢力が強く、また西部、中央部に近づくほど右翼が強かった。急進派は、西部の一六区を除く周辺区と、三区、四区、五区、一一区など中央部の民衆的地区を主たる地盤に

していた。このうち、周辺区は次第に社会主義者の「封地」へと変わってゆく。一方、ナシヨナリストを除く保守系の議員は、七区、八区という名だたるブルジョワ地区のほか、六区と九区の一部に根づいていた。また、穏健共和派は、中央部の右岸、とくに一区、二区、九区、一〇区において多くの議員を選出していた。

なお、議員の交代にかんしては、対象とする第三共和政前半期を通じて、とくに大規模に交代が進んだような時期はなかったといえる。四三年間に一三度実施された市議會議員選挙の結果、市議会の構成員は徐々に更新されてゆく。一九〇〇年までは、全体改選ごとに三〇名から三五名程度の議員が初当選を果たしていた。一九〇〇年以降は交代の度合いは若干弱まる。しかしながら、市議会の政治的変遷をみた際に確認された、一八八一年と一九〇〇年の断絶は、市議の交代とい

う形ではそれほど明確に表われていなかった。

- ① 一八〇〇年から一八三四年まで、事実上のパリ市議であったセーヌ県議会議員は、中央政府により任命され、議員定数は二四名、任期は三年であった。一八三四年四月二〇日の法は、制限選挙の原則をパリに適用する。パリには、セーヌ県議会から独立した市議会が置かれ、任期九年の三六名の議員が、パリに二ある区 *arrondissement* からそれぞれ三名づつ選出されることになった。この市議会議員三六名は全員が同時にセーヌ県議会議員でもあったが、県議会にはさらに郊外の選挙区を代表する八名の議員がいた。第二共和政は再び議員の任命制を復活させる。これ以後、第二帝政末まで、一八五九年のパリの市域拡大に伴い議員定数が三六名から六〇名へと増やされたことを除けば、市議会の権限や議員選出方法に大きな変更はない。
 - ② この法は、とりわけ市町村の議会の決定権を拡大し、予算の編成、地域にかんする公共サービスの新設や廃止など、相当の自立性を自治体に与えるものであった。
 - ③ なお、この選挙制度はパリにのみ適用されており、他の市町村議会の議員は名簿制投票により選出されていた。
 - ④ セーヌ県議会には、八〇名のパリの市議会全員の他に、八名の郊外選出議員がいた。
 - ⑤ この点については、*GAILLARD (Jeanne), « Conseil municipal de Paris et municipalisme parisien (1870-1890) », Bulletin de la*
- ⑥ 本研究のために閲覧した新聞は、*Eclair, Figaro, Gaulois, Journal des débats, Petit temps, Petite république française, Radical, Rappel, République française, Siècle, Temps* の各紙である。
 - ⑦ 表1は、各選挙の際に当選した議員の政治的傾向を示したものである。ここでは、表2とは異なり、同一の議員が時期によって異なる政治的傾向に分類されている場合がある。なお、市議会選挙の全体改選は、一八七一年、一八七四年、一八七八年、一八八一年、一八八四年、一八八七年、一八九〇年、一八九三年、一八九六年、一九〇〇年、一九〇四年、一九〇八年、一九二二年の計一三回行われた。これ以外に、補欠選挙が不定期に実施されている。
 - ⑧ 以下、本稿の表における年代は、いずれも議員の初当選の年を基準としたものである。
 - ⑨ *GIARD (Louis), op. cit.* 七月王政下に制限選挙が実施された時には、パリ市議会選挙では政府支持派が勝利を収めていたのに対し、パリにおける下院議員選挙では反政府派が優勢であった。このことは、当時の市議会選挙の政治性の弱さを示しているといえよう。

第二章 市議会議員

本章では、第三共和政前半期のパリ市議会議員四五二名を、出自、結婚、職業、経歴の観点から分析し、またそれらの

間の相關關係を探る。

(一) 出自

「能力主義 *meritocratie*」は第三共和政の半ば公的な価値の一つであった。しかし、他の領域と同様に政治の世界でも必ずしもこの原則が守られていたわけではなく、「身びいき *favorisme*」が時として幅を利かせていた。出自はこの後者の要素の一つである。政治の民主化を実現しようとした第三共和政において、出自のもつ重みがどれほどのものであったのかは、エステーブの研究によって部分的に明らかにされている。^① 彼によれば、大臣の間では、伝統的な名士の子息が徐々に勢力を失い、代わって民衆層出身者が台頭してくるものの、その過程は断続的であり、とりわけ「道徳秩序」が共和派によって倒された一八七七年の総選挙と、宗教問題が紛糾するなかで左翼連合が勝利を取めた一九〇二年の総選挙で急速に進行した。では、パリ市議會ではどうだったのであろうか。

一般に、議員の社会的出自を知る上で有効な史料は、その回想録である。しかし、第三共和政のパリ市議會議員のなかで回想録を残した者は稀であり、また、議員全体を代表するような人物であるともいえない。そのため、本研究では、父親の職業を議員の社会的出自の基準とし、戸籍を史料にしてそれを調べた。その結果を、表3と表4に示している。

議員をその出自により、民衆層、知的ブルジョワジー、経済ブルジョワジーの三集団に分けてみる。民衆層は、職人も含めた労働者（七九名）と、社会的には比較的それに近い商店主（三〇名）、事務職員（三五名）、農民（二六名）からなり、全体の三八・三％（一六〇名）を占める。知的ブルジョワジーの範疇には、管理職 *cadres*（中級事務職員、公務員、技師、教師など、計五四名）、高級官僚（二名）、専門職（六三名）が含まれ、全体の三三・二％（一三九名）を占める。経済ブルジョワジーは、商工業者と不動産所有者であり、それぞれ八六名と三四名、併せて全体の二八・六％（二二〇名）になる。

民衆層出身の議員は主として左翼（以下の本稿では、この語は中道左派から極左までを指す）、とくに極左を構成する社会主

表3 議員の社会的出自（政治党派別）

	計	極左	左派	中左	中右	右派	極右
民 衆 層	160 (38.3)	37 (78.8)	47 (40.1)	53 (42.7)	11 (19.7)	4 (12.1)	8 (19.0)
農 民	16 (3.8)	3 (6.4)	6 (5.1)	6 (4.8)	1 (1.8)		
勞 働 者	79 (18.9)	18 (38.3)	27 (23.1)	23 (18.5)	6 (10.7)	3 (9.1)	2 (4.8)
事 務 職 員	35 (8.4)	10 (21.3)	6 (5.1)	15 (12.1)	1 (1.8)		3 (7.1)
商 店 主	30 (7.2)	6 (12.8)	8 (6.8)	9 (7.3)	3 (5.4)	1 (3.0)	3 (7.1)
經 済 ブ ル ジ ョ ワ ジ ー	120 (28.6)	2 (4.2)	36 (30.8)	36 (29.1)	21 (37.5)	13 (39.4)	12 (28.5)
商 工 業 者	86 (20.5)	1 (2.1)	24 (20.5)	28 (22.6)	18 (32.1)	7 (21.2)	8 (19.0)
実 業 家	25		5	7	6	3	4
大 商 人	48	1	16	14	11	3	3
そ の 他	11		3	7	1		
銀 行 家	2					1	1
不 動 産 所 有 者	34 (8.1)	1 (2.1)	12 (10.3)	8 (6.5)	3 (5.4)	6 (18.2)	4 (9.5)
知 的 ブ ル ジ ョ ワ ジ ー	139 (33.2)	8 (17.0)	34 (29.1)	35 (28.2)	24 (42.8)	16 (48.5)	22 (52.3)
管 理 職	54 (12.9)	6 (12.8)	14 (12.0)	15 (12.1)	6 (10.7)	3 (9.1)	10 (23.8)
中 級 事 務 職 員	25	1	9	6	3	1	5
技 師	8	2	1	3			2
軍 人	10	1	1	3	1	2	2
教 師	11	2	3	3	2		1
高 級 官 僚	22 (5.3)	1 (2.1)	5 (4.3)	4 (3.2)	4 (7.1)	4 (12.1)	4 (9.5)
官 僚	8		1	1	2	2	2
判 事	8		2	2	1	2	1
国 務 院 評 定 官	1						1
将 軍	2		2				
大 学 教 授	3	1		1	1		
専 門 職	63 (15.0)	1 (2.1)	15 (12.8)	16 (12.9)	14 (25.0)	9 (27.3)	8 (19.0)
法 曹 家	37	1	6	7	11	7	5
医 師・薬 剂 師	17		5	7	1	2	2
文 筆 家・ジャーナリスト	2			1			1
そ の 他	7		4	1	2		
不 明	33	5	8	15	3		2
総 計	452	52	125	139	59	33	44

註 カッコ内の数値は、縦列内でのパーセンテージ。

第三共和政期のバリ市議会議員（長井）

表4 議員の社会的出自（時代別）

	計	1871-1881	1881-1900	1900-1914
民衆層	160 (38.3)	45 (28.3)	79 (45.9)	36 (41.3)
農民	16 (3.8)	2 (1.3)	11 (6.4)	3 (3.4)
労働者	79 (18.9)	22 (13.8)	41 (23.8)	16 (18.4)
事務職員	35 (8.4)	7 (4.4)	19 (11.0)	9 (10.3)
商店主	30 (7.2)	14 (8.8)	8 (4.7)	8 (9.2)
経済ブルジョワジー	120 (28.6)	58 (36.3)	43 (25.0)	19 (21.8)
商工業者	86 (20.5)	46 (28.8)	30 (17.4)	10 (11.5)
実業家	25	14	7	4
大商人	48	24	20	4
その他	11	6	3	2
銀行家	2	2		
不動産所有者	34 (8.1)	12 (7.5)	13 (7.6)	9 (10.3)
知的ブルジョワジー	139 (33.2)	57 (35.4)	50 (29.1)	32 (36.9)
管理職	54 (12.9)	16 (10.0)	22 (12.8)	16 (18.4)
中級事務職員	25	8	7	10
技師	8	2	4	2
軍人	10	3	3	4
教師	11	3	8	
高級官僚	22 (5.3)	12 (7.5)	7 (4.1)	3 (3.4)
官僚	8	4	2	2
判事	8	5	2	1
国務院評定官	1		1	
将軍	2	2		
大学教授	3	1	2	
専門職	63 (15.0)	29 (18.1)	21 (12.2)	13 (14.9)
法曹家	37	17	10	10
医師・薬剤師	17	9	6	2
文筆家・ジャーナリスト	2		1	1
その他	7	3	4	
不明	33	14	14	5
計	452	174	186	92

註 かつこ内の数値は、縦軸内でのパーセンテージ。

義者に多くみられる。党派別にみれば、中道左派と中道右派の間に一つ、極左と左派の間に一つ、計二つの大きな断絶がみられる。民衆層出身の議員が占める割合は、極左では実に四人に三人（七八・八％）に達するが、左派と中道左派では二人に一人以下であり（それぞれ四〇・一％と四二・七％）、右翼（以下の本稿では、この語は極右から中道右派までを指す）では五人に一人にも満たない（一九七％、二二・一％、一九％）。これらのことは、社会的出自が議員の政治的傾向をかなりの程度決定づけていたことを示しているといえるだろう。

また、時代ごとの変遷をみると（表4）、民衆層出身議員の割合は、一八八一年を境にして明らかに増えており、それに反して経済・知的ブルジョワジーの比重が低下していることがわかる。これは、社会主義者の勢力拡大がもたらした市議会議員職の民主化の表われと捉えることができるであろう。

民主化の程度を測る上で、職業の他に、貴族の存在についても確認しておく必要がある。

一九世紀のフランスにおいて、貴族は、法的にはもはや特権をもたなかったが、政治的、社会的には相当の影響力を保持し続けていた^②。貴族の政治的没落は、第三共和政期を待たねばならなかった。下院における貴族の割合は、一八七一年の三人に一人から減少を続け、一九一〇年の時点では一〇人に一人を割り込むにまで至る^③。

第三共和政下のパリ市議会では、明らかな形で貴族的出自を掲げる者は、四五二名中わずか五名であった^④。第三共和政成立以前（一八〇〇年から一八七〇年まで）のパリ市議会では、議員一九八名中少なくとも五四名が貴族であったことは極めて対照的である。自らの社会的地位の抛り所を生まれに求める者たちにとって、普通選挙は相当な試練だったのである^⑤。実際、別稿でみたように、七月王政下に導入された制限選挙は、既に貴族に不利に働いていた^⑥。

貴族議員は、政治的にはいずれも右派に属していたが、市議会でも重要な役割を果たすことはなかった。彼らのなかで、市会の議長、副議長ポストに就いたり、議会内会派のリーダー的存在であった者はいない。

表5 議員職に就いた父祖をもつ者の数とその割合

	計	極左	左派	中左	中右	右派	極右
全 体	63 (13.9)	1 (1.9)	19 (15.2)	19 (13.7)	6 (10.2)	12 (36.4)	6 (13.6)
1871-1881	27 (15.5)		10 (15.4)	9 (13.6)	4 (17.4)	3 (21.4)	1 (20.0)
1881-1900	26 (14.0)	1 (27.8)	8 (16.0)	8 (14.5)	1 (4.3)	5 (41.7)	3 (30.0)
1900-1914	10 (10.9)		1 (10.0)	2 (11.1)	1 (7.7)	4 (57.1)	2 (6.9)

註 かつこ内はパーセンテージ。

父親の職業を通してみた社会的出自は、確かに議員の経歴において重要な要素ではあるが、必ずしも決定的なものではない。公的生活 *La vie publique*（本稿では、政治や行政にかかわる領域を指す）への関心や情熱は、さまざまな形で家族のなかで受け継がれるものである。ここでは、何らかの議員職を経験した者が家族のなかにいるか否かを指標にして、政治的影響力の家族内での継承という問題を検討したい。

パリ市議会議員の多くは、議員を全く輩出しなかった家庭に生まれていた。四五二名中、父祖もしくは伯叔父の父祖のなかに、市町村議会議員から国会議員に至るまでの何らかの議員職を経験した者をもつ議員は、六三名であった（表5）。うち、国会議員の血を引く者が二四名おり、そのなかで五名が大臣の子孫であった。

政治党派別にみれば、「議員の家」に生まれた者の割合が最も低いのは主として社会主義者から成る極左であり（一九％）、逆に最も高いのは右派である（三六・四％）。

この右派は、主として共和政に敵対的な保守主義者から成るが、政治的には彼らに近い立場にある一九〇〇年以前の極右議員も、やはり多くが政治家を輩出していた家に生まれていた。他方、同じ保守系議員でも、一九〇〇年以降に市議会に選出されたナシヨナリストたち（一九〇〇年以降の極右議員）は、政治にかかわることのなかった家系に生まれた者が大半であった。この点では、ナシヨナリストも社会主義者と変わるころはない。

このように、パリ市議会議員のほとんどは、生まれによらず自らの関心で公的生活にかかわっていた。市議の議席の獲得に家族の政治的影響が直接及んだことは稀であ

ったと思われる。

このことは、パリ市議会議員の議席に限っても明らかである。われわれが扱う四五二名の市議のうち、パリ市議会議員を父にもつ者はわずか八名であり、そのなかで四名が第三共和政以前のパリ市議会議員の息子、残り四名が第三共和政前半期のパリ市議の息子であった。父親の選挙区をそのまま受け継いだ者は三名しかおらず、うち二名がボナパルティスト、一名が共和主義者であった。父—子以外に調査対象を広げても結果は同様であり、祖父—孫間での議席継承が一件みられるのみである。

つまるところ、第三共和政という民主主義が確立してゆく時代において、パリのような大都市では、公的生活や政治生活のなかで家族が果たす役割は極めて限られたものだったのである。

最後に、社会的出自と並んで議員の性格を知る上で重要な指標である地理的出自をみる。

第三共和政前半期のパリ市議のうち、地元パリで生まれた者はほぼ三人に一人（四五二名中一五〇名）であった。この割合は、当時のパリ人口全体におけるパリ出身者の割合より若干低い。対象とする時代（一八七一年—一九二四年）のほぼ中間に位置する一八九六年の国勢調査によれば、パリ人口全体に占めるパリ出身者の割合は三六・八%であった。

政治的経歴と出生地を連関させて分析すると、地方出身者は国政を志向する傾向が強いということが判明する。後述するように、パリ市議のおよそ三割にあたる一三五名が国会議員を経験していたが、この多くは地方出身者であった。地方もしくは植民地・外国出身の議員二六二名のうち、国会議員になった者は九二名、すなわち三五・一%であるのに対し、パリ地域出身議員のなかでは二二・六%（一九〇名中四三名）、パリ出身議員に限れば二四%（一五〇名中三六名）でしかないのである。

(二) 結 婚

結婚は、一般に社会的上昇の手段であるが、とくに政治家にとっては政治的成功をもたらさう。本研究では、バリ市議會議員の経歴において結婚が果たした役割を、戸籍の婚姻証を手掛かりとして調べた。

まず、得られた情報からみる限り、結婚は社会的上昇の手段としてはそれほど機能していないといえる。表6は市議の父親と義父の職業を交差的に表わしたものである。確かに、自身よりも明らかに高い出自の女性と結婚した例も存在する。民衆層に属する者は、市議の父親の間では三五名であったが（これは同時に義父の職業が判明している事例に限った場合の数値である）、その義父のなかでは二一名でしかない。労働者を父親とする市議二三名のうち、三名が商工業者の家に生まれた女性と、他に三名が専門職

表6 市議の父親と義父の職業

義父	判明数	民衆層	農民	労働者	事務職員	商店主	経済ブルジョワ	商工業者	不動産所有者	知的ブルジョワ	管理職	高級官僚	専門職
父親													
民衆層	35	17	3	9	3	2	12	5	7	6	2		4
農民	1	0					1	1					
労働者	23	11	1	6	3	1	8	3	5	4	1		3
事務職員	5	1	1				2		2	2	1		1
商店主	6	5	1	3		1	1	1					
経済ブルジョワ	39	1		1			25	13	12	13	1	2	10
商工業者	27	1		1			19	10	9	7	1	1	5
不動産所有者	12						6	3	3	6		1	5
知的ブルジョワ	43	2		1	1		21	12	9	20	9	4	7
管理職	16	1			1		10	5	5	5	3	1	1
高級官僚	7						3	2	1	4	1	2	1
専門職	20	1		1			8	5	3	11	5	1	5
不明	6	1		1			3	1	2	2			2
総計	123	21	3	12	4	2	61	31	30	41	12	6	23

註 再婚は考慮していない。また、父親と義父の職業が同時に判明した事例のみを計算している。

に携る者の娘と、それぞれ結婚していた。しかし、ほぼ半数にあたる一一名は、同じ民衆層に属する女性を娶っていたのである。また、義父の職業を市議自身の職業と比較しても、婚姻によって明確な社会的上昇を遂げた者は稀であったといえる。労働者である二名の市議會議員が、専門職に携る者の娘と結婚していたが、これが明白な社会的上昇の唯一の例であった。

同様に、結婚に助けられて政治や行政の世界に入った例も稀である。パリ市議の結婚相手のうち、何らかの議員を輩出していた家に生まれた者は一七名であった。この数値は、パリ市議自身のなかでの数(六三名)よりもはるかに少ない。

この一七名の配偶者のうち、一三名が国会議員を出した家系に属しており、うち二名は大臣の血を引いていた。他方、パリ市議會議員同士が姻戚関係を結んだ事例は六例あるが、議席を直接継承したような例はない。また、市議會議員の経歴を詳細に調べると、明らかに結婚が公的生活への扉を開いたような場合は少なかつたといえる。何らかの議員を出した家に生まれた配偶者をもつパリ市議一七名のうち、七名は既に自らの父祖のなかに議員をもっていた。また、結婚よりも先に政治的活動を始めていた場合もある。

全体として、家族や婚姻の果たした役割は大きくなかつたといえる。普通選挙の時代において、パリのような大都市では、家族的なつながりは政治の世界では大きな役割をもち得ない。多くの議員が、しばしば不利な社会的出自にもかかわらず、努力によって地位を上昇させ、議員の座まで登りつめていたのである。

(三) 職 業

一九世紀には、社会のなかでの個人の位置は、その職業によって大きく規定されていた。したがって、市議会の職業構成を調べることで、議員がどのような社会階層に属していたのかをある程度知ることができる。

議員を、初当選時に就いていた職業別に分類すると、表7と表8のような結果が得られる。最も特徴的なことは、専門

第三共和政期のバリ市議会議員（長井）

表7 議員の職業

	計	極左	左派	中左	中右	右派	極右
民衆層	48 (10.7)	32 (61.6)	9 (7.3)	4 (2.9)			3 (6.8)
農民	1 (0.2)			1 (0.7)			
労働者	33 (7.4)	24 (46.2)	6 (4.9)	2 (1.5)			1 (2.3)
事務職員	10 (2.2)	8 (15.4)	2 (1.6)				
商店主	4 (0.9)		1 (0.8)	1 (0.7)			2 (4.5)
経済ブルジョワジー	132 (29.5)	1 (1.9)	28 (22.8)	53 (38.7)	25 (42.4)	14 (42.4)	11 (25.6)
商工業者	123 (27.5)	1 (1.9)	24 (19.5)	53 (38.7)	25 (42.4)	11 (33.3)	9 (20.9)
不動産所有者	9 (2.0)		4 (3.3)			3 (9.1)	2 (4.7)
知的ブルジョワジー	267 (59.8)	19 (36.6)	86 (69.9)	80 (58.4)	34 (57.7)	19 (57.5)	29 (67.5)
管理職	53 (11.9)	8 (15.4)	14 (11.4)	19 (13.9)	8 (13.6)	1 (3.0)	3 (7.0)
高級官僚	7 (1.6)			4 (2.9)	2 (3.4)	1 (3.0)	
専門職	207 (46.3)	11 (21.2)	72 (58.5)	57 (41.6)	24 (40.7)	17 (51.5)	26 (60.5)
法曹家	79	2	14	19	16	12	16
医師・薬剤師	34	1	17	14	1	1	
文筆家・ジャーナリスト	79	8	36	18	5	3	9
その他	15		5	6	2	1	1
不明	5		2	2			1
総計	452	52	125	139	59	33	44

表8 年代別にみた議員の職業

	1870年以前	1871-1914年 の計	1871-1881	1881-1900	1900-1914
民 衆 層	4 (1.5)	48 (10.7)	4 (2.4)	25 (13.5)	19 (21.1)
農 民	1 (0.4)	1 (0.2)		1 (0.5)	
勞 働 者	2 (0.7)	33 (7.4)	2 (1.2)	19 (10.3)	12 (13.3)
事 務 職 員		10 (2.2)	1 (0.6)	4 (2.2)	5 (5.6)
商 店 主	1 (0.4)	4 (0.9)	1 (0.6)	1 (0.5)	2 (2.2)
経 済 ブ ル ジ ョ ワ ジ ー	112 (42.0)	132 (29.5)	66 (38.3)	47 (25.4)	19 (21.1)
商 工 業 者	99 (37.1)	123 (27.5)	62 (36.0)	46 (24.9)	15 (16.7)
大 商 人・実 業 家	69	115	56	44	15
取 締 役	5	6	4	2	
銀 行 家	25	2	2		
不 動 産 所 有 者	13 (4.9)	9 (2.0)	4 (2.3)	1 (0.5)	4 (4.4)
知 的 ブ ル ジ ョ ワ ジ ー	151 (56.6)	267 (59.8)	102 (59.3)	113 (61.1)	52 (57.7)
管 理 職	21 (7.9)	53 (11.9)	13 (7.6)	28 (15.1)	12 (13.3)
中 級 事 務 職 員	13	19	2	12	5
技 師	2	16	4	9	3
軍 人	4	2	1		1
教 師	2	16	6	7	3
高 級 官 僚	63 (23.6)	7 (1.6)	5 (2.9)	2 (1.1)	
官 僚	29	1	1		
判 事	25	1		1	
大 学 教 授	9	5	4	1	
専 門 職	67 (25.1)	207 (46.3)	84 (48.8)	83 (44.9)	40 (44.4)
法 曹 家	44	79	26	30	23
医 師・薬 剤 師	8	34	18	12	4
文 筆 家・ジャーナリスト	8	79	32	35	12
そ の 他	7	15	8	6	1
不 明	31	5	2	1	2
総 計	298	452	174	186	92

註 カッコ内の数値は、縦列内のパーセンテージ。

職の優位である。全議員四五二名のうち実に半数近くの二〇七名（四六三％）が専門職に携っていた。とりわけ、法曹家と文筆家・ジャーナリストの多さは顕著であり、各々七九名を数える。なお、実際には前者のほとんどが弁護士であった（六九名）が、この点は、第三共和政以前の法曹家議員の半数以上が司法補助士 *officers ministers* であつたことは対照的である^⑧。このような弁護士と文筆家・ジャーナリストの優位には、第三共和政下における民主制の確立と、バリ市議会議選への男子普通選挙の導入が大きくかかわっている。かかる状況下では、雄弁さや議論の能力が選挙を戦う上で重要な要素となるため、地元名士的な存在である商工業者などに比べてそれらに長ける弁護士やジャーナリストが有利な立場に立つたのである。実際、同時代のバリ選出下院議員の間では専門職に就く者の割合はさらに高く（二三一名中二九名）、対して商工業者の割合は低かつた（同二六名）。また、後述するようにバリ市議會議員のなかで後に国会へと転出する者がおよそ三割（二三〇名）いたが、その七割（九〇名）が専門職に就いていた。これらの例からも明らかのように、専門職に携わる者はどちらかといえば「政治家型」であり、商工業者は「地元名士型」だったのである。

政治党派にかんしては、極左を除く全ての党派において専門職は最も割合が高い職業部門であり、四割から六割を占めている。専門職のなかでは、法曹家が文筆家・ジャーナリストに比べて政治的に「右寄り」の傾向が強いといえる。他方、医師・薬剤師は明らかに「左寄り」であつたが、これは当時医師や薬剤師が科学主義や実証主義と密接に結びついていたからである^⑨。

専門職以外では、商工業者が一二三名と、全体の四分の一強を占める。それに、管理職が五三名、労働者が三三名で続いている。

商工業者は、第三共和政以前のバリ市議会では全体の三七・一％を占め、最も割合の高いカテゴリーであつたが、第三共和政下では、その比重を二七・五％にまで落としているし、第三共和政前半期を通じてその勢力は明らかな減少傾向にある。表9は、各政治党派ごとに、商工業者と専門職の割合を時代順に算出したものである。とくに右翼において、商

表9 各党派における商工業者（右の数値）と専門職（左の数値）の割合

	極左	左派	中道左派	中道右派	右派	極右
1871-1881	0 / 0 (1)	64.1 / 20.3 (64)	49.2 / 38.5 (65)	26.1 / 47.8 (23)	35.7 / 64.3 (14)	0 / 80.0 (5)
1881-1900	25.0 / 0 (36)	57.1 / 20.4 (49)	36.4 / 38.2 (55)	43.5 / 47.8 (23)	66.7 / 16.7 (12)	80.0 / 20.0 (10)
1900-1914	13.3 / 0.6 (15)	30.0 / 20.0 (10)	29.4 / 41.2 (17)	61.5 / 23.1 (13)	57.1 / 0 (7)	64.2 / 10.7 (28)

註 かつこ内の数値は、その党派に属する議員の総数。

工業に携る議員の比重が一八八一年以降顕著に減少し、それとともに専門職に就く議員の比重が増加していることがわかる。このことは、それらの政治党派において、「地元名士型」の議員に代わって「政治家型」の議員が主流になりつつあることを示しているといえるだろう。

労働者は、その多くが極左に属する社会主義者であり、彼らの台頭とともに市議会に姿を現わす。首都に強力な地盤をもっている急進派は、自分たちを市議会において代表する者を労働者のなかから選ぶことは稀であった。

全体としては、以前に比べて民衆層出身の市議が増えているといえる。労働者や事務職員など、第三共和政以前はほとんど皆無であった職業部門が現われてきており、それぞれ全体の七・四％と二・二％を占めている。また、職業構造の変化を反映して、管理職の比重も第三共和政以前より増えている（七・九％から一一・九％へ）。反対に、高級官僚はその勢力を大きく減じている（二・三・六％から一・六％へ）。さらに、法曹家のなかでは、先に述べたように公証人などの司法補助士と比べて経済的資本をそれほど必要としない弁護士との割合が増えている。これらを考慮すれば、第三共和政期においてある程度の民主化が進展したということができよう。しかしながら、ブルジョワ的職業の割合は相変わらず高く、民主化は比較的限られたものであったといわざるを得ない。普通選挙の導入後も、パリ市議会の職業構成はパリ市自体のそれ——職業に携る住民の実に半数が労働者であった——とは大きくずれていた。^⑩

党派別にみれば、まず主要な断絶は極左と左派の間にあることがわかる。極左では、議員の六割以上（六一・六％）が民衆層に属していたのに対し、左派においてはその比率は一割に

も満たない（七・三％）。社会的出自を調べた際に確認した、中道右派と中道左派の間にある断絶は、議員自身の職業にかんしてはみられない。言い換えれば、政治的な断絶は、社会・職業的な断絶を必ずしも伴わないのである。もつとも、この現象はパリの市議會議員に限ったことではなく、同時代の国会議員や大都市の市長について行われた研究などでも確認されている^⑩。

執行部 bureau の構成は、今までみてきた社会・職業集団の位階を反映している。本稿の扱う四三年間に執行部は七二回更新され、のべ五七六名がそこに選出されている。そのうち、半数の二八五名が専門職、三割弱の一六七名が商工業者であり、労働者はわずかに二九名であった。とりわけ、議長と副議長職にかんしては専門職が他を圧倒し、のべ七二名の議長中五三名（七三・六％）、一四四名の副議長中八三名（五九・三％）を輩出していた。これは、専門職に就く者、とりわけ弁護士やジャーナリストが、議論や議事運営の能力に長けていたことによるものと考えられよう。

最後に、議員の職業をその選挙区の特徴と関連させて検討する。

対象とする時代を通じて、東部、周辺部ほど左派が勢力を強くもち、また、西部、中央部に近づくほど保守系の議員が選ばれる傾向にあった。議員の社会・職業的カテゴリーにかんしては、伝統的な製造業や商業が盛んな地である右岸の中央部は商工業者など経済ブルジョワジーが強く、また、大規模な工場が多く、したがってそこで働く労働者が数多く住んでいる北東部と南西部では労働者議員が多かった。全体として、社会・職業的観点からみた議員の地理的分布は、パリの社会構造を比較的忠実な形で反映しているといえるであろう。

（四）経歴

市議の特徴をみる上で、職業以上にしばしば重要な要素になりうるのが、政治的経歴である。それを辿ってゆくことは、

パリ市議會議員の性格、さらにはパリ市議會そのものあり方に迫ることにつながるはずである。その際、比較的明確に現われる議員職の経験以外にも、何らかの政治的活動を行っていたか否かを知ること重要である。

パリ市議の大半は、第三共和政期になってから公的生活にかかわり始めている。四五二名の議員のなかで、それ以前の政体のもとで何らかの議員の地位に就いた経験をもつ者は、一八名しかおらず、いずれも一八四八年以降のことであった。第二共和政下では、計一〇名が議員などの公的地位に就いていた。国会議員になった者が四名、市町村議會議員もしくは市町村長（パリの区長も含む）になった者が三名、県知事もしくは郡長に任せられた者が三名いた。しかし、第二共和政下でパリ市議會議員であった者はおらず、この点で両共和政の断絶を指摘できる。

第二帝政期には、むしろ反体制の立場を取っていた者が多い。得られた情報から判断する限り、およそ八〇名の市議が、政治的訴訟へのかかわり、ジャーナリズム、共和派政治家への支持、さらには社会主義者組織への参加など、さまざまな形で反体制的活動を行っていた。これは、第二帝政期に既に成人であった者のうちおよそ五分の一にあたる。一方、帝政期に議員職に就いていた者は少なく、国会議員が一名、県議會議員が二名、パリの市長もしくは区長（厳密には議員職ではない）が三名、パリ市議會議員が二名、それぞれいたのみである。このうち、体制を明らかに支持していたのは、国会議員であったバルトロニ Balthoni が唯一であった。このように、第三共和政前半期のパリ市議は、その大半が一八七〇年以降に事実上公的生活にかかわり始めた者たちであり、そのなかで多くが第二帝政期には反体制派であったのである。

反帝政であることは、必然的に共和政の成立に貢献、参加することを意味する。一八七〇年九月四日、共和政の成立がパリ市庁舎で宣言されてから、翌一八七一年初夏にパリ・コミューンが鎮圧されるまでの第三共和政の成立期に、パリ市議會議員の多くが公的地位に就いている。ガンベッタが九月四日の直後に各県に派遣した知事、郡長のうち、七名が後にパリ市議となる人物であったし、同時期の県事務局長（県の事務職の長にある人物）のうち三名がやはり将来の市議であった。彼らはいずれもルイ・ナポレオンの統治に抵抗していた。

首都パリでも、大規模な粛清が実施された。九月四日の直後に一時的におかれた市長・助役職についた五名のうち、フロケ Floquet とクラマジュラン Clamageran の両助役は後に市議に選出されることになる。区行政では、区長二〇名のうち八名が、また区助役四四名のうち一二名が、それぞれ後に市議に選出されることになる。このように、第三共和政初期のパリ市議の相当部分が、一八七〇—一八七一年の時期のパリ市行政にかかわっていた者であった。また、後に市議會議員となった際に、この区長と区助役たちは、市議会左翼の主力を形成することになる。^⑩

第三共和政成り立期を刻印する一大事件であるパリ・コミューンには、「調停派」としてかかわった者が多かった。コミューン成立直後の一八七一年四月初頭に結成され、コミューンとヴェルサイユの武力衝突を避けるべく仲裁を試みていたパリ諸権利擁護共和主義連合 Ligue d'Union républicaine des droits de Paris には、少なくとも二〇名の市議會議員が名を連ねていた。^⑪ この組織以外にも調停を試みていた勢力がいくつが存在しており、そこに参加した者を併せると、パリ市議のなかで「調停派」と考えられるのは、およそ三〇名であり、政治的には急進共和主義者が多かった。彼らに比べれば、コミューン側もしくはヴェルサイユ側に明確についた市議は少ない。三月二六日に行われたコミューン選挙では、八五名の当選者中一〇名が将来のパリ市議であったが、このうち八名がいわゆる「調停派」であり、まもなく当選を辞退している。実際にコミューン議会に席を占めたのは、後の補欠選挙で選出された二名を含む計四名であった。これ以外に、およそ二〇名の市議が親コミューンの態度や言動を当時とっていたことが判明している。他方、明らかにヴェルサイユ側についていたとみなしうる市議は、一〇名程度しか数えられない。

以上、市議會議員が第三共和政以前にどのような経歴をもち、また活動を行ってきたのかをみてきた。最も典型的な例は、第二帝政下で反体制運動にかかわった後、帝政崩壊後の新たなパリ市行政において重要な役割を演じ、またコミューンの際にはコミューンと政府の仲裁を試みていた、というものである。ただし、これらはいくまで狭い意味での政治的活動についてのことである。多くの市議が、このような活動を行うことなく、慈善事業や地元利害擁護など、ローカルな名

表10 当選選挙区の存在する区で、初当選以前に何らかの公的職務に就いていた者

	計	極左	左派	中道左派	中道右派	右派	極右
1871-1881	40(22.9)	0(0)	14(21.5)	17(25.8)	4(17.4)	5(35.7)	0(0)
1881-1900	47(25.3)	4(11.1)	11(22.0)	23(41.8)	9(39.1)	0(0)	0(0)
1900-1914	16(17.4)	1(6.7)	1(10.0)	10(55.6)	2(15.4)	0(0)	2(6.9)
計	103(22.7)	5(9.6)	26(20.8)	50(36.0)	15(25.4)	5(15.6)	2(4.5)

註 かっこの内はパーセンテージ。

士としての活動を通じて知名度を高めてゆき、その結果として市議会選挙で当選したと考えられる。したがって、市議が、初当選までどのような活動を行っていたか、また、市議の任期を終えた後にいかなる道を選んだのかを、より広い視点からみてゆく必要がある。

パリ市議会議員は、街区を選挙区とする小選挙区二回投票制により選ばれていたが、これは区レヴェルでの活動によって知名度と影響力を獲得した候補者に有利に働くと一般に考えられる。表10は、市議会に初当選する以前に、選挙区の存在する区で何らかの公的職務に就いていた者の数と割合を、時代ごとに、また政治党派ごとに表わしたものである。計一〇三名の議員が、市議会に入る前に自らの区で何らかの公的職務を担っていた。とりわけ中道左派と中道右派でその割合の高さが目立つ（それぞれ三六・〇%と二五・四%）一方で、極左と極右では極めて稀である。中道の議員は地元名士である傾向が強かったといえるであろう。ここでは、対象的なのは左翼と右翼ではなく、むしろ中道と両極である点に注目したい。時間的変遷については一九〇〇年以降区レヴェルでの行政経験をもつ議員の割合が低下している。また、職業にかんしては、彼らは商工業を生業とする傾向にあった。区行政を経験した市議一〇三名中、商工業者が四六名、専門職に就く者が三七名いたが、それぞれの職業に就いている議員全体における割合は、前者が三七・四%、後者が一八・〇%であった。「地元名士型」の議員は比較的商工業者に多かったのである。

対照的に、市議職より前に国会議員を経験していた者は少なく、全体で一三名、セーヌ県で選出されていた者に限れば五名である。県議会議員経験者を併せても、全体で一八名にしかな

らない。また、国会議員経験者一三名のうち、一〇名までが、一八四八—四九年か、もしくは一八七一年に国会に選ばれているが、このことは、彼らの国会選出が、熟慮された経歴戦略の結果ではなく、むしろ体制の交代によるいわば偶発的なものであるということを示している。パリ市議のなかでは、以前に既に重要な議員職に就いていた者は稀であったのである。

公的生活へのかかわりの有無と並んで議員の経歴を特徴づける要素に、その年齢がある。

パリ市議の初当選時の平均年齢は、四四才である。この数値は、第三共和政以前のパリ市議の任命時平均年齢（五〇・三才）より六才近く若い。これは、議員が任命される場合、経験が豊富で、政治的には穏健な意見をもち、後に中央政界に入る意図をもたない、いわば行政者が選ばれる傾向にあるからだと考えられる。実際、七月王政期に制限選挙が実施された際には、議員は以前よりも「若返っていた」のである^⑩。

他方、職業別に年齢をみれば、専門職に携る者は四二才、商工業者は四八才、管理職と労働者はいずれもそれらの中間で四四才である。政治党派別では、中道に属する議員は年齢が高く、逆に極右、極左に近づくほど年齢が低い。このことは、各社会・職業集団においても同様である。

第三共和政期では、一八八一年以降議員の平均年齢が明らかに低下している。一八八一年以前には、市議は平均して四七・八才で初当選していたのに対し、一八八一年一月の改選の結果市議会に入った者は、平均四二・五才であった。これ以後、一九一四年までの間、初当選時の平均年齢はほぼ四一才前後で安定する。したがって、一八八一年の選挙は、市議会の社会的構成に大きな変化をもたらすような性格であったと推測できる。

この選挙は、共和政の確立以後初めて実施された選挙であることと、コミューンの大赦の直後に行われたことにより特徴づけられる。したがって、政体をめぐる議論は選挙運動のなかでは背後に退いていた。しかし、一八八一年の選挙後の

「若返り」は、一見して考えられるように、第二帝政下での反体制活動を経験せず、また第三共和政の確立にも積極的に参加していない、いわば「新たな世代」の到来がもたらしたものではなかった。なぜなら、ルイ・ナポレオンの治世に抵抗した経験をもたない者は、そのような経験をもつ者にくらべて必ずしも若くして市議会に当選したわけではなかったからである。¹⁷⁾

年齢の低下を説明しうるのは、一八八一年に導入された市議会議員手当てである。もともとは一八三一年の法の定めるところにより議員に対する手当ては一切存在しなかったが、首都の市議会議員であることは多くの業務の遂行を要求したため、一八八一年度から、各議員に毎年三、七五〇フランが支給されるようになった。この額は徐々に引き上げられ、一八八九年には年六、〇〇〇フランに達し、一九〇五年以降支給されるようになる。セーヌ県議会議員としての手当てと併せれば、各市議が年間に受け取る額は九、〇〇〇フランに達した。このようにして与えられる手当ては、経済的にそれほど豊かな状況にない者や、まだ若いために十分な財産を築きあげていない者が、相当な犠牲を要求する市議会議員職に立候補することを可能としたはずである。確かに、一八八一年の市議会選挙は、それまでの選挙に比べて相当に政治化しており、結果として地元名士よりもむしろ「職業政治家」的な人物が多く当選し、それが議員の年齢低下につながったと考えられる。しかし、手当てでもまた議員職の「職業化」に大きく寄与したはずであろう。

市議会議員の死亡時財産を調べた結果は、この仮説を裏付けてくれる。一八八一年以降に当選した議員は、それ以前の議員よりも財産総額が明らかに少なかったことがわかった。財産が判明した一三九名のうち、一八八一年以前に当選した八二名の平均財産は一、五二五、七四五フラン（メジアン四二七、三八〇フラン）であるのに対し、一八八一年以後に当選を果たした五七名のそれは、五四六、八一五フラン（同七四、四七一フラン）であった。¹⁸⁾

最後に、任期以後の市議の経歴を調べる。表11は、市議会の任期後に何らかの議員職に就いた者の数と割合を示してい

第三共和政期のバリ市議会議員（長井）

表11 市議会に当選後、なんらかの議員職に就いた者の数と割合

	計	極左	左派	中左	中右	右派	極右
1871-1881	49(28.2) 44(25.3)	0(0) 0(0)	32(49.2) 30(46.1)	14(21.2) 13(19.7)	2(8.7) 0(0)	0(0) 0(0)	1(20.0) 1(20.0)
1881-1900	60(32.2) 57(30.6)	14(38.9) 13(36.1)	19(38.0) 18(36.0)	16(29.1) 15(27.3)	3(13.0) 3(13.0)	4(33.3) 4(33.3)	4(40.0) 4(40.0)
1900-1914	30(32.6) 29(31.5)	6(40.0) 6(40.0)	3(30.0) 3(30.0)	2(11.1) 1(5.6)	5(38.5) 5(38.5)	2(28.6) 2(28.6)	12(41.4) 12(41.4)
計	139(30.5) 130(28.8)	20(38.5) 19(36.5)	54(43.2) 51(40.8)	32(23.0) 29(20.8)	10(16.9) 8(13.6)	6(18.2) 6(18.2)	17(38.6) 17(38.6)

註 上段の数値は何らかの議員職に就いた者、下段の数値は国会議員になった者。かつこ内はパーセンテージ。

る。計一三九名が、市議会を離れた後も議員としての経歴を続けていた。このうち、大半は国会議員であった。一三九名中、実に一三〇名が国会へと転出しており、うち一〇四名が下院に、一四名が上院にそれぞれ議席を獲得、この他一二名が両院で議員になっていた。また、この一三〇名のうち二四名は大任職を経験し、そのなかで三名は首相に任命されていた。このように、第三共和政前半期のバリ市議会は国政へのステップとして機能していたのである。他方、一三九名中、重複分をも計算すれば、バリの区長もしくは区助役となった者が九名、バリ以外の市町村議会議員になった者が九名、県議会議員を経験した者が一名、それぞれいた。

まず、国会へと転出する者の割合の高さ（四五二名中一三〇名、すなわち二八・八％）は際立っている。これはおそらく、他のいかなる市町村議会よりも高い割合である。また、統領政府期から第二帝政末までのバリ市議会に席を占めた二九八名の間では、国会議員経験者は一〇九名（三六・六％）と多いが、市議会議員の任期終了後に初めて国会へと進んだ者は五三名（一七・八％）しかない。また、近年刊行された研究によれば、一九四四―一九七七年の時期のバリ市議会では、市議会・国会という経歴をもつ者の割合は二二％であった^⑩。このように、国政への一段階としてのバリ市議会の役割は、第三共和政期において最も有効に機能していたのである。

国政転向者が多かったのは、とくに左派（四〇・八％）、極左（三六・五％）と極右（三八・六％）であった。それ以外の党派では、割合は五分の一にも満たない。市議会当選以前に地元の行政を経験していた者の割合が高かった党派（中道右派、中道左

派)では、逆に国政転向者が少ない。この事実から明らかのように、中道派議員は地元名士的存在であり、国会へ移るといふ意志をほとんどもたなかったのに対し、それ以外の党派の議員はむしろ「政治家予備軍」的な存在であり、パリ市議會を踏み台にして国政へと転じていったのである。²⁰⁾

この二つの議員タイプは、当選時の平均年齢にも明確な差となって現われる。国政経験者は、初当選時の平均年齢が三九・二才であるのに対し、それ以外の者は四六・一才であった。国会議員や大臣になる「政治家型」議員は、パリ市議會に留まり続ける「地元名士型」議員に比べて若くして市議になっているのである。²¹⁾

市議會議員には大きく二つのタイプの経歴がみられた。一つは、区レヴェルでの公的職務に一定期間就いてから後に市議會議員となったものである。これは、中道派の議員に比較的多い傾向である。彼らは、先にみたように、しばしばパリ出身であり、職業的には商工業に携る、いわば地元名士的な存在であった。もう一つのタイプは、区レヴェルでの職務を経ず、比較的若い年齢で直接市議會議員選挙に立候補して当選する議員である。政治的には中道以外の党派にこの傾向が強い。この議員たちは、地方出身で、弁護士など専門職に就く場合が多い。また、市議會議員になってほどなく国政選挙に打って出、代議士や上院議員への道を歩むのも特徴的である。彼らは、いわば政治家としてのキャリアを歩んでおり、その一環としてパリ市議會議員になっていたのである。

- ① ESTEBE (Jean), *Les ministres de la République... op. cit.*, chapitre I. siècle, actes du colloque, Rome, 1985, Ecole française de Rome /
- ② 下院における貴族の割合は、王政復古末の一八二七年では半数近く Université de Milan, 1988, pp. 81-104; BECARUD (Jean),
であったし、ルイ・フィリップ治下でも三分の一に達していた。第二 《Noblesse et représentation parlementaire. Les députés nobles de
共和政期にはその割合は二度一五%にまで落ちるが、第二帝政末には 1871 à 1968》, *Revue française de science politique*, vol. 23, no. 5,
再び三分の一を超えてくる (DAUMARD (Adeline), 《Noblesse et 1973, pp. 972-993》。地方議會でも貴族の勢力は同様に強く、県議
*aristocratie en France au XIXe siècle》, *Noblesse européenne au XIXe* 議員の四分の一から六分の一が貴族であった (TUDESQ (André-*

- Jean), *Les conseillers généraux en France... op. cit.*; GIRARD (Louis), PROST (Antoine), GOSSEZ (Rémi), *Les conseillers généraux en 1870... op. cit.*。
- ③ BECARUD (Jean), art. cit.
- ④ しかし、貴族を祖先にもちなながらもやむを表明しなかった議員が少なくとも一〇名程度存在した。
- ⑤ 拙稿「一九世紀のパリ市議会議員」【帝塚山大学教養学部紀要】第五六輯、一九九九年二月、三三―五八頁。この論文は、ナポレオン期から第一次大戦に至るまでのパリ市議会議員の特徴を体制ごとに検討したものである。
- ⑥ 前掲拙稿。
- ⑦ 市議の任期中に職業を変えたり、あるいは同じ職業部門のなかで地位を上昇させた者は少なくない。しかし、本研究で行ったような統計的分析では、そのような職業の変化を考慮することは極めて困難である。したがって、全議員について初当選時の職業を分析対象とした。なお、本稿で用いる職業区分にかんじて、「専門職」には、判事、技師、教師が含まれないこと、また、職人は「労働者」に区分されつつあることを付記しておきたい。
- ⑧ 前掲拙稿を参照。
- ⑨ LEONARD (Jacques), *La médecine entre les savoirs et les pouvoirs. Histoire intellectuelle et politique de la médecine française au XIX^e siècle*, Aubier, 1981, 384 p.
- ⑩ オフェルレによれば、一八八六年の時点でのパリの労働人口のうち、四七％が労働者、二〇・七％が「非賃金生活者non salariés」、一七・一％が事務職員、一・一・六％が召使であった（OFFERLE (Michel), *Les socialistes et Paris, 1880-1900... op. cit.*, p. 63）。
- ⑪ 一九一三年の時点で現職であった四二大都市の市長のうち、八名が社会主義者、一七名が急進派、一七名が右派であった。この四二名の市長を社会・職業的観点からみると、急進派の市長と右派の市長との間には大きな差異は認められず、唯一社会主義者の市長のみが明らかに民衆層に近かった（AGUIHON (Maurice) et al., *Les maires en France... op. cit.*, p. 147）。キーンの研究は、第三共和政期の国会議員にかんじてほぼ同様の結果を見出しつついる（DOGAN (Marten), 《Les filières de la carrière politique》, art. cit., p. 473）。
- ⑫ パリ市議会の執行部は、議長一名、副議長二名、書記四名、特別委員 syndic 一名から成っていた。
- ⑬ われわれの行った政治党派区分によれば、三十六名中左派が一八名、中道左派が一六名、中道右派が二名となっている。
- ⑭ この組織にかんじてはいくつかの研究がなされているが、その主なものが、NORD (Philip), 《The Party of Conciliation and the Paris Commune》, *French Historical Studies*, vol. 15, no. 1, 1987, pp. 1-35; TOMBS (Robert), *The War against Paris, 1870-1871*, Cambridge, Cambridge University Press, 1981, 256 p.; LEFEVRE (André), *Histoire de la Ligue d'Union républicaine des trois de Paris, 1880* がある。同題は、主としてパリの区長、区助役、国会議員などから成り、共和政の確立とパリの自治を主な要求として掲げられた。また、リウから、アラマン・タルジエ Allain-Tangé、タムンナー、フロケ、ロックロフ Lockroy、ロラン・ジシヤ・Laurent-Pichat など、後にパリの急進派のリーダー的存在となる人物が少なからず輩出されている。
- ⑮ ここで考慮した公的職務は、慈善事務所役員 administrateur du bureau de bienfaisance、奨学金公庫役員 administrateur de la caisse

des écoles⁶、学校教育委員会委員 membre de la commission scolaire⁷、那学務委員 délégué cantonal⁸、区助役 adjoint⁹、区長 maire¹⁰、これらはいずれも区ごとに存在していた職務である。なお、調査に用いた主たる史料は、セーヌ県年報 (Préfecture de la Seine, *Recueil des actes administratifs du département de la Seine*)¹¹、¹²。

⑬ 前掲拙稿を参照。

⑭ 一八七〇—一八七一年の共和政成立期にパリの区長、区助役か、もしくは県知事、郡長であった者は、平均して四六・三才で市議会に選ばれており、そうでなかった者よりもむしろ若かったのである。

⑮ 議員の死亡時財産にかんしては、別項にてより詳しく論じる予定である。

⑯ 第三共和政期のボルドー市議会議員三七七名のうち、国会議員になつた者は二二名、割合にして六・七%ではない (HERPIN Jacques)。

おわりに

第三共和政期は、一般に、政治の民主化が進み、名望家から中産階級へと支配層が移行した時代であると考えられている。実際、ガンベッタが共和政の初期に「新たな社会階層」の到来を予告していたことはよく知られている。しかし、当時のパリ市議会議員をみる限り、この図式はそれほど明確なものではなかったといえる。市議会議員の大半は、社会の上層部に属する者が中心であった。確かに以前に比べて民衆層出身者の割合は増えているが、その程度は限られており、わずかに社会主義政党がそれに一定度の貢献をしていたに過ぎない。「新たな社会階層」の担い手であるはずの事務職員、管理職や商店主の割合は、決して大きいものではなかった。共和国の市議会議員は、政治的には新たな集団であったが、純粋に社会的にみれば旧支配層との連続性が強かったといえる。ただ、多くの市議会議員は、自分たちの社会的な地位の

quiline) 《Les milieux dirigeants à Bordeaux sous la Troisième République》, *Revue historique de Bordeaux et du département de la Gironde*, no. 15, 1966, pp. 145-165.》

⑰ NIVET (Philippe), *Le Conseil municipal de Paris de 1944 à 1977*, Publications de la Sorbonne, 1994, 397 p.

⑱ 実際「上昇型」の経歴と「下降型」の経歴は明確に分離していた。市議会議員の任期を終えた後国会へと転出した一三〇名のなかで、市議会に当選する前に自らの選挙区で何らかの公的地位に就いていた者は一七名しかいなかった。

⑳ 同様の差は、初当選以前の経歴によって当選時年齢を調べても確認できる。初当選前に自らの選挙区で公的地位に就いていた者は、そうでない者に比べて初当選時の平均年齢が高かった(四六・四才と、四三・一才)。

高さを自らの努力によって築いており、親や先祖の代からの地位を受け継いでいるだけの者や、結婚によって社会的上昇を遂げた者は稀であった。この点では、第三共和政の統治理念の一つである能力主義は現実のものであったといえる。

パリ市議会を特徴づけるのは、専門職、とりわけ弁護士とジャーナリストの多さと、市議会から後に国会へと転出する者の多さの二点である。これらはいずれもパリ市議会の政治性の強さを示していると考えられよう。パリは、一つの自治体であるが、また首都という極めて特殊な地位にあり、そのことが議員の職業や経歴に反映されているのである。とくに、第二の点については、パリ市議会は他の市町村議会から大きく区別される。およそ三人に一人が国会議員に選ばれており、そのなかにはクレマンソー、フロケやミルランのように当時の国政を動かす地位に就いた者もいた。

このように国会議員になる市議の多くは、地方出身であつて、パリとのつながりは薄く、実際市議会に留まる期間は短かつた。一方、このような「国政志望」の議員に比べ、市政に留まり続ける議員は、地元出身で、政治活動にはそれほど関与せず、職業的な成功や社会的活動の一つの到達点として市議会に席を占めた者が多い。このように、「政治家型」の議員と「地元名士型」の議員は、単に政治的経歴のみならずその他の要素にかんしても大きく異なつていたのである。

一八八〇年代から九〇年代にかけて、パリの市制度改革の問題が市議会選挙の際に大きな争点の一つになり、市議会もこの問題をめぐつて二分される。この時の両派を構成する議員のタイプをみると、自治推進派は「政治家型」議員であり、反自治派は「地元名士型」議員である傾向が強かつた。いわば、市議としての経歴や地元への根づきと、パリの自治にかなする態度とは、必ずしも「一致」しなかつたのである。

このことは、パリが当時の政治のなかでもつていた象徴的意味によるものと考えられる。すなわち、パリの市議會議員であることには、国政を志す政治家たちを引き寄せるといふような、何らかの価値があつたのであろう。「パリの自治」は、パリ市議の地位に就くために彼らが用いた一種の言説だったのかもしれない。

これからのフランス政治史の大きな課題として、このような政治のなかでパリがもつた意味についての研究が挙げられ

るだろう。^①パリのもつさまざまなイメージが体制や政治家によってどのように利用されたのか。それを国民がどのように受容したのか。また、そのことがフランス全体の政治動向にどのように影響したのか。

歴史家にとって、パリは例外的な規模をもち、また多くの側面を有する研究対象であるが、これらの問いに答えることは、パリ史研究のみならずフランス史全体の研究に大きく寄与することになるであろう。

① この視点からの研究として、HÄGEL (Florence), *Un maître à représentations de Paris*」にかんする特集号であり、歴史家や政治学 *Paris. Mise en scène d'un nouveau rôle politique*, Presses de la FNSP, 1994, 262 p. があつた。また『*Politix*, no. 21, 1993 は「パリの表象者などに与る興味深い論考が収められている。」

〔付記〕 本稿は、文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（大阪外国語大学非常勤講師

Paris Municipal Councilors of the Third Republic (1871-1914)

by

NAGAI Nobuhito

In French historiography, Paris of the nineteenth and twentieth centuries is insufficiently studied. Working on a group of politicians, which is a social and anthropological reflection of the place in question, we have tried to present some aspects of the political and social life at this capital under the Third Republic.

On the whole, the municipal councilors came from the upper strata of Parisian society, and most of them worked in an economic or intellectual profession. The lower and middle classes were indeed more represented than in the past. But democratization was limited and was realized mainly by the socialists. The councilors owed their social position to their own effort and success. Family connections seldom played a major role in the career of the councilors, especially in their political life. What characterized most of the municipal officials of Paris was precisely their political career; nearly one third of them became parliamentarians and some of the ministers. For them, a position at the city hall was only a springboard which allowed them to reach the summit of the State. These aspirants for parliament, often provincials who arrived at the capital for their study, were elected to the municipal council at a relatively young age. Some of these political elites would form the hard core of the republican party and manage the affairs of the country. This passage between city hall and parliament decided to a large extent the character of the municipal council. By the stakes of its elections and the tonality of its debates, the Parisian assembly was sort of miniature parliament.